改正個人情報保護法の

規律に関するＱ＆Ａ

［令和３年６月時点暫定版］

個人情報保護委員会事務局

総務省自治行政局行政課

令和３年６月29日

**＜目次＞**

※本資料において、「改正法」とは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37号）第51条による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をいう。

※本資料において、特記無き限り、条文番号は改正法のものである。

※本資料の記載は、現時点における、改正法の条文の解釈等を前提としており、今後内容の変更があり得る。

[1 総論 2](#_Toc75307708)

[1-１-１ 第５条で規定する「国の施策との整合性に配慮」とは具体的に何を想定しているのか。 2](#_Toc75307709)

[1-１-２ 第9条で規定する「指針」とは具体的に何を想定しているのか。いつ頃示されるのか。 2](#_Toc75307710)

[1-１-３ 国が策定するガイドラインは「技術的な助言」に該当するものとなるのか。 2](#_Toc75307711)

[1-１-４ 改正法に規定される「法令」のうち、条例が含まれるものはどれか。 2](#_Toc75307712)

[2 適用対象 3](#_Toc75307713)

[2-１ 議会 3](#_Toc75307714)

[2-１-１ 改正法施行後、議会及び議会事務局における個人情報の取扱いに関する規定は、どうなるのか。 3](#_Toc75307715)

[2-２ 病院、診療所、大学、試験研究機関 3](#_Toc75307716)

[2-２-１ 地方公共団体又は地方独立行政法人が設置する病院、診療所、大学、試験研究機関（以下、「病院等」という。）が保有する個人情報に係る開示等請求の申請先はどこになるのか。また、審査請求の申請先はどこになるのか。 3](#_Toc75307717)

[2-２-２ 病院事業を行う地方独立行政法人が、介護事業やリハビリ事業を行っている場合、これらの事業に係る個人情報の取扱いには、民間規律と公的規律のいずれが適用されるのか。 3](#_Toc75307718)

[2-２-３ 地方公共団体又は地方独立行政法人が運営する高等専門学校は、民間規律と公的規律のいずれが適用されるのか。 4](#_Toc75307719)

[2-２-４ 病院は、第16条第8項の「学術研究機関等」に該当するのか。 4](#_Toc75307720)

[2-２-５ 博物館を運営する地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第6号、地方独立行政法人法施行令第6条第３号）が、その業務の一環として試験研究を行う場合、民間規律と公的規律のいずれが適用されるのか。 4](#_Toc75307721)

[2-２-６ A市の保健福祉部において病院事業を行っているが、病院の運営業務における個人情報の取扱いには、民間規律と公的規律のいずれが適用されるのか。同部局で介護事業を行っている場合はどうか。 5](#_Toc75307722)

[2-２-７ A市では、公営企業の病院を設置しているが、当該病院の運営業務に係る個人情報の取扱いには、民間規律と公的規律のいずれが適用されるのか。公営企業法上の管理者の有無により、違いが生じるか。 5](#_Toc75307723)

[2-２-８ A市では、病院事業を行う公営企業と、ガス事業を行う公営企業について、１人の管理者を設置している。この場合、民間規律と公的規律のいずれが適用されるのか。 5](#_Toc75307724)

[2-３ 指定管理者 6](#_Toc75307725)

[2-３-１ 指定管理者が公の施設の管理業務を通じて取得した個人情報の地方公共団体の機関に対する開示等請求及び審査請求はどのように取り扱うこととなるのか。 6](#_Toc75307726)

[2-４ その他 7](#_Toc75307727)

[2-４-１ 都道府県警察や市町村消防（東京都並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同様。）は、「地方公共団体の機関」であるか。 7](#_Toc75307728)

[3 個人情報の取扱い 7](#_Toc75307729)

[3-１ 保有制限 7](#_Toc75307730)

[3-１-１ 要配慮個人情報の取得制限を条例で規定することは可能か。 7](#_Toc75307735)

[3-１-２ 不要な保有個人情報の消去を条例で規定することは可能か。 8](#_Toc75307736)

[3-１-３ 個人情報の本人からの直接取得を条例で規定することは可能か。 8](#_Toc75307737)

[3-１-４ 個人情報の取得や目的外利用・提供、オンライン結合を検討する際に、客観性を確保する観点等から、その是非について審査会等に諮問することは可能か。 9](#_Toc75307738)

[3-１-５ オンライン結合制限を条例で規定することは可能か。 9](#_Toc75307739)

[4 個人情報ファイル簿の作成・公表 10](#_Toc75307740)

[4-１-１ 本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成することは可能か。 10](#_Toc75307741)

[4-１-２ 第75条第4項で規定する「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の　状況に関する事項を記載した帳簿」とは具体的に何を想定しているのか。個人情報取扱事務登録簿等を引き続き作成することは可能なのか。また、個人情報ファイル簿に代えて個人情報取扱事務登録簿を作成することとすることは可能か。 10](#_Toc75307742)

[5 自己情報の開示、訂正及び利用停止 10](#_Toc75307743)

[5-１-１ 情報公開条例における不開示情報と、改正法における不開示情報の対象範囲が異なっているが、その解消方法を示されたい。 11](#_Toc75307744)

[5-１-２ 開示等の処理の日数は、改正法では30日とされているが、より短い期間とすることはできるのか。 11](#_Toc75307745)

[5-１-３ 開示請求の手数料は、国と異なる手数料を定めることは可能か。 11](#_Toc75307746)

[5-１-４ 現行の条例で設置している開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける審査会等について、改正法施行後は活用できないのか。 12](#_Toc75307747)

[5-１-５ 第108条で規定する「必要な規定」とは具体的にどのような事項を想定しているのか。 12](#_Toc75307748)

[6 匿名加工情報制度の導入 13](#_Toc75307749)

[6-１-１ 手数料を条例で定める際にはどのようなことに留意すればよいか。 13](#_Toc75307750)

[7 審議会等への諮問 13](#_Toc75307751)

[7-１-１ 第129条で規定する「特に必要があると認めるとき」とは具体的にどのような場面を想定しているのか。 13](#_Toc75307752)

[7-１-２ 「審議会その他の合議制の機関」とは具体的にどのような機関を想定しているのか。審査請求の審査を行う審査会を活用してもよいのか。 13](#_Toc75307753)

[8 個人情報保護委員会との関係 14](#_Toc75307754)

[8-１ 条例の届出 14](#_Toc75307758)

[8-１-１ 届出の対象となる条例の範囲を示されたい。 14](#_Toc75307759)

[8-１-２ 法律で明示的に規定がない事項を条例で定めることは可能か。 14](#_Toc75307760)

[8-１-３ 手数料条例に定めた場合の届出はどのように対応すればよいか。 14](#_Toc75307761)

[9 罰則 15](#_Toc75307762)

[9-１-１ 独自の罰則を条例で規定することは可能か。 15](#_Toc75307763)

[10 経過措置 15](#_Toc75307764)

[10-１-１ 法律にはどのような経過措置が定められているか。 15](#_Toc75307765)

[11 その他 17](#_Toc75307766)

[11-１ 死者に関する情報 17](#_Toc75307767)

[11-１-１ 死者に関する情報の取扱いを条例で定めることは可能か。 17](#_Toc75307768)

[11-２ 規律移行法人への規律 17](#_Toc75307769)

[11-２-１ 規律移行法人にはどのような規律が適用されるのか。 17](#_Toc75307770)

1. **総論**
   * 1. 第５条で規定する「国の施策との整合性に配慮」とは具体的に何を想定しているのか。

【回答】

今般の改正により、地方公共団体も個人情報保護法の適用を直接受けることとなることから、地方公共団体は、改正法並びに改正法に基づき政府が策定する基本方針[第７条]及び指針（ガイドライン）[第９条]等に基づき個人情報保護に関する施策を講ずる責務を有するものです。

* + 1. 第9条で規定する「指針」とは具体的に何を想定しているのか。いつ頃示されるのか。

【回答】

第９条の「指針」は、個人情報保護法の解釈等について示すガイドラインを想定しています。令和４年春の公表を予定していますが、公表前にも随時情報提供を行うこととしています。

* + 1. 国が策定するガイドラインは「技術的な助言」に該当するものとなるのか。

【回答】

第９条の「指針」は、地方自治法第245条の４第１項の「技術的な助言」に位置付けられるものであり、その内容は、法律の解釈等、地方公共団体が制度を適正に運用するために必要な事項を示すものです。

今般の改正では、国の施策としてガイドラインの策定を法律上明確に位置付ける[第９条]とともに、地方公共団体の責務として国の施策との整合性への配慮を規定しており[第５条]、地方公共団体においては、改正法及び国が策定するガイドラインに基づき適正に運用することが求められるものです。

* + 1. 改正法に規定される「法令」のうち、条例が含まれるものはどれか。

【回答】

第61条第1項に規定されているとおり、第61条第１項、第66条第２項第３号、第69条第２項第２号及び第３号並びに第４節の「法令」には、条例やこれに基づく規則等の地方公共団体が定める法規が含まれます。

なお、上記の条項以外における「法令」についても、「法令」の委任を受けて規定される条例については、これに含まれます。

1. 適用対象
   1. 議会
      1. 改正法施行後、議会及び議会事務局における個人情報の取扱いに関する規定は、どうなるのか。

【回答】

地方議会は、国会と同様、改正法の適用対象外とされており、議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容も含め、その自律的な対応に委ねることとされています。議会事務局についても、議会に置かれる機関であり、改正法の適用対象外となります。

　ただし、個人の権利利益の保護という観点からは、自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが期待されます。

* 1. 病院、診療所、大学、試験研究機関
     1. 地方公共団体又は地方独立行政法人が設置する病院、診療所、大学、試験研究機関（以下、「病院等」という。）が保有する個人情報に係る開示等請求の申請先はどこになるのか。また、審査請求の申請先はどこになるのか。

【回答】

病院等が保有する個人情報に係る開示等請求は、当該病院等を運営する地方公共団体の機関［第２条第11項第2号］又は地方独立行政法人に対して行うこととなります。

例えば、市長部局の一組織である病院等が保有する個人情報に係る開示等請求は、委任が行われていない限り、当該市長に対して行うこととなり、公営企業法第７条の管理者を設置している公営企業の病院であれば当該管理者に対して行うこととなります。

審査請求については、行政不服審査法第4条の特例が定められていない限り、開示等の決定を行った地方公共団体の機関（公営企業法第７条の管理者を含む。）又は地方独立行政法人に対して行うこととなります。

* + 1. 病院事業を行う地方独立行政法人が、介護事業やリハビリ事業を行っている場合、これらの事業に係る個人情報の取扱いには、民間規律と公的規律のいずれが適用されるのか。

【回答】

病院事業を行う地方独立行政法人は、法人単位で、その全体が規律移行することから、当該地方独立行政法人が病院事業に附帯して介護事業やリハビリ事業を行っている場合についても、これらの事業を含む全ての業務について民間規律（開示請求等に関する規律を除く。以下同じ。）が適用されることとなります。

なお、地方独立行政法人法は、病院事業及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならないとされております（同法第82条）。

* + 1. 地方公共団体又は地方独立行政法人が運営する高等専門学校は、民間規律と公的規律のいずれが適用されるのか。

【回答】

地方公共団体が運営する高等専門学校は、国立の高等専門学校と同様、規律移行の対象とはされておらず、公的規律が適用されることとなります。

地方独立行政法人が運営する高等専門学校は、大学とともに設置されるものであり（地方独立行政法人法第21条第2号）、法人単位で、その全体が規律移行することから、当該地方独立行政法人の全ての業務について民間規律が適用されることとなります。

* + 1. 病院は、第16条第8項の「学術研究機関等」に該当するのか。

【回答】

病院・診療所等の患者に対し直接医療を提供する事業者は第16条第8項の「学術研究機関等」に該当しませんが、例えば、大学附属病院のように患者に対して直接医療を提供する機関であっても学術研究機関である大学法人の一部門である場合には、大学法人全体として「学術研究」を主たる目的とする機関として、「学術研究機関等」に該当します。

なお、学術研究機関等による個人情報の取扱いに係る例外規定［第18条第3項第5号及び第6号、第20条第2項第5号及び第6号、第27条第1項第6号及び第7号］の適用に当たっては、対象となる個人情報が「学術研究目的」で取り扱われる必要があるため、大学附属病院を含む大学における個人情報の取扱いであっても、「学術研究目的」に該当しない場合には、これらの例外規定の対象にはなりません。

* + 1. 博物館を運営する地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第6号、地方独立行政法人法施行令第6条第３号）が、その業務の一環として試験研究を行う場合、民間規律と公的規律のいずれが適用されるのか。

【回答】

規律移行の対象となる地方独立行政法人は、試験研究（地方独立行政法人法第21条第１号）を主たる目的とするもの、大学等の設置・管理等（同第2号）を目的とするもの、病院事業の経営（同第３号チ）を目的とするものに限定されており、博物館（同第６号、地方独立行政法人法施行令第６条第３号）を運営する地方独立行政法人には公的規律が適用されることとなります。

試験研究については、他業との禁止規定が無く、一の地方独立行政法人が、試験研究と他の業務を行うことも考えられることから、規律移行の対象についても、試験研究を「主たる目的とするもの」とされています。博物館を運営する地方独立行政法人がその業務の一環として試験研究を行う場合は、当該地方独立行政法人が試験研究を「主たる目的」としているのであれば民間規律が適用されることとなります。

* + 1. A市の保健福祉部において病院事業を行っているが、病院の運営業務における個人情報の取扱いには、民間規律と公的規律のいずれが適用されるのか。同部局で介護事業を行っている場合はどうか。

【回答】

地方公共団体の機関が行う医療法上の病院の運営業務における個人情報の取扱いについては民間規律が適用されることから［第58条第２項第１号］、保健福祉部において行っている病院の運営業務における個人情報の取扱いには、民間規律が適用されることとなります。

同部局で行う介護事業については、医療法上の病院に当たらない限りにおいて、公的規律が適用されることとなります。

* + 1. A市では、公営企業の病院を設置しているが、当該病院の運営業務に係る個人情報の取扱いには、民間規律と公的規律のいずれが適用されるのか。公営企業法上の管理者の有無により、違いが生じるか。

【回答】

地方公共団体の機関が行う医療法上の病院の運営業務における個人情報の取扱いについては民間規律が適用されることから［第58条第２項第１項］、病院事業が公営企業の形態で行われる場合にも、公営企業法上の管理者の有無に関わらず、民間規律が適用されることとなります。

* + 1. A市では、病院事業を行う公営企業と、ガス事業を行う公営企業について、１人の管理者を設置している。この場合、民間規律と公的規律のいずれが適用されるのか。

【回答】

地方公共団体の機関が行う医療法上の病院の運営業務における個人情報の取扱いについては民間規律が適用されることから［第58条第２項第１号］、１人の管理者が複数の公営企業の管理者となる場合にも、民間規律が適用されるのは病院事業に係る部分のみであり、その他の事業には公的規律が適用されることとなります。

* 1. 指定管理者
     1. 指定管理者が公の施設の管理業務を通じて取得した個人情報の地方公共団体の機関に対する開示等請求及び審査請求はどのように取り扱うこととなるのか。

【回答】

指定管理者が公の施設の管理業務を通じて取得した個人情報についての、第5章第4節の規定に基づく地方公共団体の機関に対する開示等請求及び審査請求並びに第4章第2節の規定に基づく指定管理者への開示等請求及び審査請求の取扱いについては、別途整理の上、お示ししたいと考えています。

* 1. その他
     1. 都道府県警察や市町村消防（東京都並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同様。）は、「地方公共団体の機関」であるか。

【回答】

都道府県警察や市町村消防は、それぞれ個々の「地方公共団体の機関」に位置　付けられるものです。（法律上は、都道府県警察については警視総監及び警察本部長が、市町村消防については消防長が、それぞれ「地方公共団体の機関」に位置付けられることとなります。都道府県警察は、都道府県公安委員会とは別の機関に位置付けられるものです。）

1. 個人情報の取扱い
   1. 保有制限
      1. 要配慮個人情報の取得制限を条例で規定することは可能か。

【回答】

現行の条例では、要配慮個人情報やこれに相当する個人情報（いわゆるセンシティブ情報）の取得を原則として禁止する規定（以下「要配慮個人情報の取得制限規定」という。）を設けている例が見られますが、これらの規定では、同時に、①法令に基づく、②正当な事務の実施に必要、などの場合には、要配慮個人情報の取得を可能としています。

改正法では、要配慮個人情報の取得について特別の規定を設けていませんが、個人情報全般について、その保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとされており[第61条第１項]、要配慮個人情報の取得が可能となる範囲は、要配慮個人情報の取得制限規定による場合と、実質的に同様となっており、法律の規律と重複するこのような規定を条例で設けることは許容されません。

* + 1. 不要な保有個人情報の消去を条例で規定することは可能か。

【回答】

現行の条例では、不要な保有個人情報の消去について定める規定を設けている例が見られます。

改正法においては、個人情報の保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限ることとされており[第61条第１項]、また、 利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととされており[第61条第２項]、不要な保有個人情報の消去に係る規定を条例で設けた場合には、法律の規律と実質的に同様の内容を規律することになることから、このような規定を条例で設けることは許容されません。

* + 1. 個人情報の本人からの直接取得を条例で規定することは可能か。

【回答】

　　　現行の条例では、個人情報の本人からの直接取得について定める規定を設けている例が見られます。

個人情報の保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合であって利用目的の達成に必要な範囲に限定することとされており[第61条]、また、不正手段による取得も禁止されています[第64条]。加えて、保有個人情報が漏えい、滅失又は毀損の危険にさらされることのないよう、安全管理措置を講じなければならないこととされています[第66条第１項]。さらに、地方公共団体も個人情報ファイル簿を作成及び公表することとされており[第75条第１項］、個人情報ファイル簿に基づく開示等の本人関与が可能となっており、保有する個人情報の範囲及び安全管理措置、本人の関与機会の確保を通じて個人情報の保護が既に図られていることから、法律の規律と重複するこのような規定を条例で設けることは許容されません。

* + 1. 個人情報の取得や目的外利用・提供、オンライン結合を検討する際に、客観性を確保する観点等から、その是非について審査会等に諮問することは可能か。

【回答】

法律による全国的な共通ルールの下で、国のガイドライン等により制度の適正な運用が図られることとなり、また、地方公共団体は、必要に応じて、専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることも可能となることから、個別の事案について審議会等の意見を聴く必要性は大きく減少するものと考えられます。

したがって、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されません。

なお、定型的な事例についての事前の運用ルールの検討も含め、審議会等が個人情報保護制度の運用やその在り方についての調査審議を行うことは可能と考えられます。

* + 1. オンライン結合制限を条例で規定することは可能か。

【回答】

オンラインで個人情報を提供するに当たっては、今後、個人情報保護委員会が策定を予定しているガイドライン等を参考に、保有個人情報の漏えい等を防ぐための措置を講ずること［第66条］、漏えい等により本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合には保有個人情報の提供を行わないこと［第69条第２項］、保有個人情報を提供する場合において、当該個人情報の提供を受ける者に対し、必要に応じて、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めること［第70条］等が求められることとなります。

　　　　加えて、令和３年の個人情報保護法の改正は、社会全体のデジタル化が進む中、法律で全国的な共通ルールを設定し、国のガイドラインや助言により制度の適正な運用を図ることにより、社会の変化に対応した個人情報の適切な保護とデータ流通の両立を実現することも目的としたものです。

改正法においては、安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定を設けており、これらの規定を適正に運用することで、オンライン・オフラインを問わず、必要な保護が図られることから、オンライン化や電子化のみに着目した特則を設けることとはしていません。

従来の個人情報保護条例において見られた、いわゆる「オンライン結合」を制限する規定に関しては、前述の規定の運用によりその目的を達成できると考えられるとともに、こうした改正法の考え方にそぐわないことから、条例においてこのような規定を定めることは、許容されません。

1. 個人情報ファイル簿の作成・公表
   * 1. 本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成することは可能か。

【回答】

　個人情報ファイル簿の作成義務の対象外となる一定数の基準は今後政令で定めるものですが［第74条第2項第9号及び第75条第2項第１号］、特定の個人が識別される場合など、改正法の趣旨に反しない限り、本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、作成・公表を行うことは差し支えありません。なお、現行の行政機関個人情報保護法施行令においては、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿の作成・公表義務の対象外とされています［同令第8条］。

　ただし、本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルは、行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象外です。

* + 1. 第75条第4項で規定する「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の　状況に関する事項を記載した帳簿」とは具体的に何を想定しているのか。個人情報取扱事務登録簿等を引き続き作成することは可能なのか。また、個人情報ファイル簿に代えて個人情報取扱事務登録簿を作成することとすることは可能か。

【回答】

　　　　第75条第4項で規定する「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」とは、現行条例において地方公共団体が作成している「個人情報取扱事務登録簿」等を想定しており、当該登録簿を引続き作成することは可能です。ただし、この場合でも、改正法で規定される個人情報ファイル簿は作成・公表する必要があります。

1. 自己情報の開示、訂正及び利用停止
   * 1. 情報公開条例における不開示情報と、改正法における不開示情報の対象範囲が異なっているが、その解消方法を示されたい。

【回答】

情報公開条例では開示されることとされている情報が、第78条第１項各号で不開示情報として規定されている場合、当該情報を条例（改正法の施行条例）で　規定することにより、不開示情報から除くことが可能です。

また、情報公開条例では開示しないこととされている情報が、第78条第１項各号において不開示情報として規定されていない場合も、情報公開法上の不開示情報に準ずる情報については、当該情報を条例（改正法の施行条例）で規定することにより、不開示情報に追加することが可能です。

これらにより、情報公開条例における不開示情報と、改正法における不開示情報の整合を図ることが可能となっています。なお、開示等請求は、個人が自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性などを確認する権利を保障する重要な制度であることから、情報公開条例と整合を図るために条例（改正法の施行条例）の規定を定める場合は、個人の権利利益が不当に侵害されることのないよう留意が必要です。

* + 1. 開示等の処理の日数は、改正法では30日とされているが、より短い期間とすることはできるのか。

【回答】

改正法では、開示等及び審査請求の手続的事項について、第5章第4節の規定に反しない限り、条例で定めることができることとされており[第108条］、開示等の処理の日数について、条例で30日以内の任意の期間とすることは認められるものです。また、第83条第２項の延長可能な期間についても、30日以内の任意の期間とすることは認められるものです。

その際、第84条で「60日以内」とされている期間は第83条第1項及び第2項の期間の合計であることから、例えば、条例で第1項の期間を「15日以内」とし、第2項の期間を「20日以内」とした場合には、条例で第84条の期間を「35日以内」として、整合を図る必要があります。

* + 1. 開示請求の手数料は、国と異なる手数料を定めることは可能か。

【回答】

地方公共団体における開示請求に係る手数料は、「実費の範囲内において条例で定める額」とされており[第89条第2項]、その額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとされています[第89条第3項]。

「実費」には、開示決定を受け付け、保有個人情報を検索し、開示の是非を精査し、開示決定等の通知書を発するまでの申請事務処理の費用と、請求対象の保有個人情報が記載された行政文書の写しの作成経費などの実施に必要な経費が含まれます。

国と異なる手数料とすることも可能ですが、各地方公共団体において、法律の趣旨を踏まえ、条例で適切に定める必要があります。

なお、現行の個人情報保護条例では、行政機関個人情報保護法と異なり、従量制の開示（の実施）に係る手数料を徴収している例が見られますが、実費の範囲内であれば、引き続き、従量制の開示手数料を定めることが許容されます。

* + 1. 現行の条例で設置している開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける審査会等について、改正法施行後は活用できないのか。

【回答】

現行の条例で設置している審査会等については、設置条例等の改正により、改正法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関（第105条第3項の「行政不服審査法第81条第１項又は第２項の機関」）として位置付けることで、引き続き当該機関を活用することができます。

なお、「行政不服審査法第81条第１項又は第２項の機関」は一つの機関に限られるものではなく、不服審査の諮問を受ける一般的な機関として設置されている「行政不服審査会」とは別に、改正法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関を設置することが可能です。

また、改正法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関に、第129条の規定に基づく審議会等の役割や、情報公開条例に係る審査請求の諮問を受ける役割など、必要な役割を持たせることも差し支えありません。

* + 1. 第108条で規定する「必要な規定」とは具体的にどのような事項を想定しているのか。

【回答】

次のような事項を定めることが想定されます。

* 開示等の請求の処理を迅速かつ適切に行うため、請求書の記載事項に必要な事項を追加する
* 開示等の請求の処理期限を改正法の規定より短い期間とする

1. 匿名加工情報制度の導入
   * 1. 手数料を条例で定める際にはどのようなことに留意すればよいか。

【回答】

　政令で標準額が示されることから、これと異なるものを定める場合には、地方公共団体の特殊事情や実費の相違等の合理的な理由が必要となることに留意が必要です。

1. 審議会等への諮問
   * 1. 第129条で規定する「特に必要があると認めるとき」とは具体的にどのような場面を想定しているのか。

　【回答】

　　　「特に必要があると認めるとき」とは、単に諮問をする必要があるというだけでなく、例えば、以下の場合が想定されます。

　 ・　定型的な案件の取扱いについて、国の法令やガイドラインにしたがった運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合

・　地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

なお、いわゆる「オンライン結合制限」や目的外利用制限などに関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、審議会等への諮問を行うことは許容されません。

* + 1. 「審議会その他の合議制の機関」とは具体的にどのような機関を想定しているのか。審査請求の審査を行う審査会を活用してもよいのか。

　【回答】

「審議会その他の合議制の機関」とは、地方公共団体が条例で定めるところにより、執行機関の附属機関として設置する機関（地方自治法第138条の４第３項）であり、具体的には、現行の条例に基づき、各地方公共団体で個人情報保護制度について諮問を受けている個人情報保護審議会等の機関を想定しています。また、審査請求の審査を行う個人情報保護審査会が当該機関の役割を担うことも想定されます。

1. 個人情報保護委員会との関係
   1. 条例の届出
      1. 届出の対象となる条例の範囲を示されたい。

【回答】

第167条第１項において、地方公共団体の長は、改正法の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届け出なければならないこととされていますが、当該届出については、下記（ⅰ）・（ⅱ）・（ⅲ）を含む、法律の規定に関連する全ての条例の改廃・制定が対象になります。

（ⅰ）条例で定める必要がある事項（開示請求に係る手数料に関する事項[第89条第２項]等）

（ⅱ）必要に応じて条例で定めることが考えられる事項（条例要配慮個人情報[第60条第５項]等）

（ⅲ）条例で定めることを妨げるものではないとされているもの（保有個人情報の開示等の手続に関して必要な事項[第108条]等）

* + 1. 法律で明示的に規定がない事項を条例で定めることは可能か。

【回答】

改正法は、個人情報保護と情報の流通の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを趣旨としています。そのため、独自の保護措置は、法律の範囲内で、必要最小限のものに限り、条例で定めることができることとなります。その観点から、地方公共団体が条例で定めることが想定される事項については、改正法に規定が設けられています。そのため、個人情報保護や情報の流通に直接影響を与える事項について、改正法に特段の規定がないものを条例で定めることは想定していません。

ただし、単なる内部規律にすぎない事項（個人情報ファイル保有の際の長への報告等）など、個人情報保護や情報の流通に直接影響を与えない事項については、改正法に特段の規定がない場合でも条例で定めることを妨げるものではありません。

* + 1. 手数料条例に定めた場合の届出はどのように対応すればよいか。

【回答】

既存の手数料条例において、改正法の規定による開示請求等の手数料を定めた場合も、第167条第１項の規定による個人情報保護委員会への届出は必要となります。

なお、具体的な届出方法については、今後、委員会規則により定めが置かれる予定です。

1. 罰則
   * 1. 独自の罰則を条例で規定することは可能か。

【回答】

地方自治法第14条第３項において、条例で規定することができる独自の罰則は、「条例に違反した者」に限られていることから、改正法に規定する義務等に違反した者に対する独自の罰則を条例で規定することはできません。

他方、条例で改正法に規定されていない独自の義務等を規定する場合において、当該義務等に違反した者に対する独自の罰則を条例で規定することは可能です。

ただし、条例で規定することができる独自の義務等については、改正法において条例で定めることとされた手数料の額に関する事項又は個人情報保護や情報の流通に直接影響を与えない事項（個人情報保護審査会の委員の秘密保持義務等）に限られることに留意する必要があります。

1. 経過措置
   * 1. 法律にはどのような経過措置が定められているか。

【回答】

経過措置の概要は、下記のとおりです。

（ア）規律移行法人等に関する経過措置

規律移行法人等[[1]](#footnote-1)における個人情報等の取扱いについては、従来、各地方公共団体の条例等において定められてきたところですが、改正法においては、民間部門の規律が適用されることとなります。これに伴い、整備法[[2]](#footnote-2)附則において下表のとおり経過措置が定められています。

|  |  |
| --- | --- |
| **整備法附則の条項** | **経過措置の内容** |
| 第９条第１項 | 利用目的外の個人情報の取扱いを認める旨の同意［第18条第１項・第２項］に相当する同意を改正法施行前に受けている場合には、施行日において改正法の規定による同意があったものとみなす。 |
| 第９条第２項 | 個人データの第三者提供を認める旨の同意［第27条第１項］に相当する同意を改正法施行前に受けている場合には、施行日において改正法の規定による同意があったものとみなす。 |
| 第９条第３項 | 改正法施行前においても個人データの第三者提供に係る本人への通知・個人情報保護委員会への届出［第27条第２項］を可能とし、これらの通知・届出は、改正法施行後は、改正法の規定による通知・届出とみなす。 |
| 第９条第４項 | 改正法施行前に個人データの共同利用に係る本人への通知［第27条第５項第３号］をしている場合には、当該通知は、改正法施行後は、改正法の規定による通知とみなす。 |
| 第９条第５項  ・第６項・第７項 | 外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の同意［第28条第１項］に相当する同意を改正法施行前に受けている場合には、施行日において改正法の規定による同意があったものとみなす。 |
| 第９条第８項  ・第９項 | 個人関連情報の第三者提供を認める旨の同意［第31条第１項第１号］に相当する同意を改正法施行前に受けている場合には、施行日において改正法の規定による同意があったものとみなす。 |

　　　（イ）規律移行法人等を除く地方公共団体の機関等に関する経過措置

規律移行法人等を除く地方公共団体の機関・地方独立行政法人における個人情報等の取扱いについては、従来、各地方公共団体の条例等において定められてきたところですが、改正法においては、公的部門の規律が適用されることとなります。これに伴い、整備法附則において下表のとおり経過措置が定められています。

|  |  |
| --- | --- |
| **整備法附則の条項** | **経過措置の内容** |
| 第９条第10項 | 利用目的外の保有個人情報の利用・提供を認める旨の同意［第69条第２項第１号］に相当する同意を改正法施行前に受けている場合には、施行日において改正法の規定による同意があったものとみなす。 |
| 第９条第11項  ・第12項・第13項 | 外国にある第三者への保有個人情報の提供を認める旨の同意［第71条第１項］に相当する同意を改正法施行前に受けている場合には、施行日において改正法の規定による同意があったものとみなす。 |

　　　（ウ）行政機関等匿名加工情報に関する経過措置

６-1のとおり、改正法では、地方公共団体の機関等は行政機関等匿名加工情報の提案募集を実施しなければなりませんが、当分の間は、都道府県・指定都市のみに適用され、それ以外の地方公共団体等については、任意で提案募集を行うことが可能とされています［附則第７条］。

　　　　上記（ア）～（ウ）の経過措置は、いずれも法律上規定されているところであり、各地方公共団体の条例において、別途同様の経過措置を定める必要はありません。

※　秘密保持義務等に関する経過措置、開示等請求に関する経過措置、匿名加工情報（非識別加工情報）の提案募集等に関する経過措置、罰則に関する経過措置については、条例で定めることが考えられ、これらについては別途整理の上、必要に応じてお示ししたいと考えています。

1. その他
   1. 死者に関する情報
      1. 死者に関する情報の取扱いを条例で定めることは可能か。

【回答】

改正法の対象となる「個人情報」は、「生存する個人」に関する情報に限られています[第２条第１項］。条例によって死者に関する情報を個人情報に含めることは、改正法によるルールの共通化の趣旨に反するため、許容されません。

他方、個人情報保護制度とは別に、法律に抵触しない限度で、条例において死者に関する情報の取扱いについての規定を設け、適正な管理を図るための措置を講じることは妨げられません。

* 1. **規律移行法人への規律**
     1. **規律移行法人にはどのような規律が適用されるのか**。

　　　【回答】

　　　　改正法では、地方独立行政法人のうち試験研究、大学及び病院事業の業務を行うものや、地方公共団体の機関が運営業務を行う病院、診療所及び大学には、以下のとおり、基本的に民間部門の規律が適用され、開示等や匿名加工情報の提供等の一部の事項については、公的部門の規律が適用されます。

　　　　利用目的の特定や第三者提供の制限等の個人情報の取扱いに関する規定は、民間部門の規律［第４章。ただし、第32条から第39条（個人情報の保有状況の公表や開示等に関する規定）及び第4節（匿名加工情報取扱事業者等の義務の規定）を除く。）が適用されます。

　　　　なお、民間部門の規律では、公的部門における「個人情報ファイル」に類似するものとして「個人情報データベース等」［第16条第1項]が規定されており、個人情報データベース等を構成する個人情報を「個人データ」［第16条第３項]と規定しています。第22条から第30条までの規定は個人データの取扱いについて適用されますが、第17条から第21条までの規定は個人データに該当しない個人情報の取扱いについても適用されます。

　　　　これに対して、下記の事項については、公的部門の規律が適用されます。

（ア）個人情報ファイル簿

個人情報ファイル簿に関する規定［第75条］は、規律移行法人等についても適用され、民間部門における保有個人データに関する事項の公表等の規律［第32条］は適用されません。

（イ）開示等

　開示請求、訂正請求及び利用停止請求に関する規定は、公的部門の規律［第５章第４節、第127条及び第129条[[3]](#footnote-3)］が適用され、民間部門の開示等の規律［第33条から第39条］は適用されません。

（ウ）匿名加工情報

匿名加工情報に関する規定は、公的部門の規律［第５章第５節］が適用され、民間部門の匿名加工情報の規律［第４章第４節］は適用されません。

（エ）その他

規律移行法人等が、以下の業務を行う場合における個人情報の取扱いについては、個人データに該当しない個人情報についても公的部門と同様の安全管理措置を講じる必要があります［第66条第2項］。

　・　行政機関等から委託を受けた業務［第１号］

　・　指定管理者として行う業務［第２号］

　・　法令（条例を含む。）に基づき行う業務であって改正法施行令で定める業務［第３号、第４号］

　・　上記業務の再委託等として受託した業務［第５号］

また、これらの業務に従事している者又は従事していた者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならず［第67条］、さらに、一定の行為について公的部門に関する罰則が適用されます［第176条及び第180条］。

1. ①医療・学術に関する業務を目的とする地方独立行政法人［第58条第１項第２号に掲げる者］及び②第58条第２項第１号の規定により病院・診療所・大学の運営に関する業務において個人情報取扱事業者等とみなされる地方公共団体の機関を指します。 [↑](#footnote-ref-1)
2. デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号） [↑](#footnote-ref-2)
3. 第129条は、第125条第３項において読み替えて適用されます。 [↑](#footnote-ref-3)